

建 議 書

平成 26 年 10 月 20 日

高 知 市 農 業 委 員 会

平成 26 年 10 月 20 日

高知市長 岡 崎 誠 也 様

高知市農業委員会

会長 門 田 博 文

平成 27 年度における農業施策並びに農業予算に関する建議

高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、「農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項」の規定に基づき、下記のとおり建議いたします。

記

我が国の農業・農村は、農業従事者の高齢化や担い手不足、生産資材や燃油の高騰・農産物価格の低迷等に伴う農業所得の大幅な減少、耕作放棄地の増加等の課題に加え、貿易自由化の流れによる食料自給率の低下も懸念される等、非常に厳しい状況にあります。

国は、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、国内農業の競争力強化や農村地域の活性化に向けて、平成 26 年度を実施初年度とした新たな農政改革を展開しています。こうした国の施策に関連して、地域農業の振興のために「人・農地プラン」に基づく取組み等も、さらに重要性を増しています。しかしながら、大詰めを迎えた T P P 交渉の内容については依然として不透明であり、農業を取り巻く情勢は一層厳しくなることも懸念されます。

また、今年度は、国連が定めた「2014 国際家族農業年」となっており、

これは家族農業や小規模農業が食料生産の基盤として、食料安全保障確保と貧困撲滅のために果たしている大きな役割を広く世界に周知することを目的としています。私たちは、この国連の提起は大変重要なものであると考えています。

こうしたさまざまな状況から、私たち農業者は、現在大きな転換期中に 있다고考えております。

本市においても、農業従事者の高齢化や後継者の不足に加え、市街化区域内農地における固定資産税の問題や有害鳥獣による農作物被害の拡大など、様々な課題を抱えています。

農業は、農産物を供給するだけでなく、豊かな市民生活を送るために不可欠な多面的機能を有しており、農業を守り育てていくためには、関係者の自助努力はもとより、行政による、より一層の支援施策展開が求められます。

農業委員会としましても、農業者の代表機関として、その役割と責任の重さを十分認識し、農地法及び関係法令に基づく許可等法令業務の適切な執行はもちろんのこと、切実な農業者の声を農政に反映させるなど、地域農業の発展、農政活動の推進に努めております。

農業・農地が、国土保全・環境・防災・水資源・教育・健康などの面からも市民生活に欠かせないものであることを、改めてご認識いただき、農業が魅力ある産業として成り立つために、効果的で持続性のある施策展開・必要な予算確保、また上部機関等への意見具申等をされますよう、次のとおり建議します。

建議に際し、ご回答いただきたい部分に丸数字、下線をいれて
おります。よろしく願いいたします。

建議事項

1 農業振興の施策について

県下一の農業産出額を誇る高知市において、国が示す新たな農業政策では対応しきれない厳しい現状や、課題を抱えています。

はじめに、「農地中間管理機構の整備」「日本型直接支払制度」等の経営に関する国の支援策は、土地利用型農業を念頭においたものが多く、園芸農業が盛んで小規模農家が多い高知市に適したものとは言い難い制度であるため、①国の施策を補完できる、園芸農家や小規模農家を対象とした、高知市独自の農業施策（市単事業）の創設拡充に取り組んでください。

また、TPP加入交渉にも緊張感が高まる中、熾烈な産地間競争、農産物価格の低迷、燃油や農業資材高騰等により農業経営は以前にも増して厳しい状況にあります。その上、農家の高齢化や耕作放棄地の増加などの抜本的な課題解消にも繋がる「人・農地プラン」が地域別に策定されたものの、具体的な取組みはこれからであり、本市農家の潜在的な課題解決には至っておりません。そこで、②「第12次高知市農業基本計画」の策定においては、詳細な現状分析と、地域別に策定された「人・農地プラン」の要となる担い手等の育成や農地の有効利用、地域が求める農業のあり方などが実現できる計画策定となるよう要望します。

次に、高齢化の進む本市において、生産者の高齢化も深刻な課題です。高齢になっても農業を継続していくためには、労力の省力化は必然であり、③農業機械の共同購入補助事業の拡大や、適用範囲の広い

農薬の開発を関係機関に働きかけるよう要望します。

また、④国が定める新規就農者に対する支援策が、年齢等によって適用できない定年後の就農者などに対する、本市独自の給付金制度の検討をお願いします。

そして、南海トラフ巨大地震による津波等の被害対策として、避難路・施設整備の計画及び実施等がされておりますが、⑤農業者としても津波の被害で農地が消滅され、その復元が求められますので、各筆ごとの境界を定める地籍調査を実施するよう要望します。

2 地場産品活用と食育体験学習の推進について

学校給食において、地元の食材を活用することは、子どもたちの「食」への関心を高め、食物や生産者への感謝の心を育み、地域の食文化を考えるなど、教育効果の高揚に寄与するとともに、生産者にとっては、地域の活性化と所得確保に貢献できるものです。

高知市の学校給食における地域食材の使用割合は、目標を上回る積極的な取り組みで推移し、食材の搬入においても、モデル地域での地場産品の給食搬入体制を確立し、推進されていることに敬意を表するものです。

①今後は現状以上に地産地消を推進し、米飯給食の週5回実施や学校給食地域食材の使用割合の目標値の見直しと、②「学校給食用食材生産支援事業」の拡大と充実を図り、生産者組織の編成やコーディネーターの育成など、具体的で横断的な支援となるようさらに要望します。

食育体験学習の推進は、収穫の喜びを知ることで労働の尊さを学び、地域農業への理解を深めるきっかけとなります。この事業に参画する農

業者の多くは、未来を担う子どもたちを思い講師を務めていますが、③講師謝金を含む費用負担のあり方を再考してください。

また、現在では一部の学校での取組みですが、④地元 J A や農業者との連携を深め、全小学校において積極的に取り組まれるよう、高知市教育委員会は、十分な予算確保のうえ、教職員の積極的参画により、食育体験学習ができるように取り組んでください。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

全国的な、有害鳥獣による農作物被害は、平成 21 年度以降毎年 200 億円を上回る状況が続いています。被害が拡大する一方、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらし、被害額として数字に現われる以上に、深刻な影響を及ぼしています。高知市として、有効な対策を講じるためにも、有害鳥獣の生息状況、被害状況を面的に調査・把握することは急務といえます。①課題を早急に整理し、地域の实情に即した、総合的で実効性のある被害対策を講じるよう強く求めます。

有害鳥獣捕獲報償金制度ですが、高知市のこの制度は、必ずしも十分な内容とはなっていません。被害の拡大を防止するためにも、②報償金の更なる増額による制度の充実・強化を図ってください。加えて、③先進地も参考にしながら、ハクビシン、アナグマ、タヌキ等対象鳥獣の拡大も検討してください。

全国の狩猟免許取得者は、昭和 51 年には約 53 万人であったものが、現状約 20 万人で、高齢化とともに急激に減少しています。高知県でも、

現在約6千人であり、その減少は顕著です。④有害鳥獣の駆除対策の担い手として、狩猟者の存在はなくてはならないものであり、その位置づけを明確にしてください。また、⑤狩猟者が対策にしっかり取り組めるよう、各種補助制度の充実を図ってください。

⑥有害鳥獣対策として、国や県の補助制度を活用し、侵入防止柵等の被害防止施設や捕獲機材の導入等、地域ぐるみで「守る」「追い払う」「捕獲する」3つの取組みをより一層進めてください。また、この国や県の補助制度は、集落全体で取り組むなどの要件があります。全体の合意など課題も多く存在し、現実的には使い勝手が悪いメニューでもあります。⑦個人でも利用できる市単での資材補助等、新たな補助制度の創設を要望します。さらに、⑧捕獲制度における手続き等の簡素化や利便性を図るよう検討を進めてください。

高知市鳥獣被害対策協議会ですが、狩猟者の減少に伴い課題も多いと聞きます。⑨高知市の物心両面での支援により、課題整理を行い、第3次鳥獣被害防止計画に反映させてください。

また、⑩この計画において、被害が特に多い地域に対しては、地区協議会の設立を検討するよう求めます。

イノシシ等処理加工施設ですが、鏡地区に整備されましたが、品質の保持から全市域をカバーできないものとなっています。⑪それを可能とするよう、新たな処理加工施設の整備を要望します。

4 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養が課題となっております。

農業用水の確保の点では、東部地域においては、塩水化が進行し、上流用水の活用を含めた対策が求められています。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも、森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されており、①良質な農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では、市街化区域からの雨水流入により、農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地や、地震、台風、集中豪雨等により、河川の堤防が決壊し、②浸水被害が予想される東部地域では、排水対策が課題となっております、その対応が求められるため、具体的な内水排水対策をお示しください。また、春野地域における新川川本線や支線（北山川）の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備に伴う橋梁の早期着工は、今後も継続した取組みが必要です。特に北山川の堆積している部分の浚渫につきましては、平成 26 年度の断続的な豪雨により、野菜や温室ボイラー等が数回、冠水被害を受けた事態を踏まえて、③数年に跨る浚渫工事計画を前倒しにした取組みを講じ、早期竣工の対応策をお願いし、遅能の圃（ゆる）の改修についても併せてお願いします。

高知市は、第二次高知市環境基本計画の自然豊かなまちづくりの政策の中で、施策として農地の保全を掲げています。④農地を守るという視点からの、湛水防除対策や内水排水対策の具体的な整備計画の策定を、引き続き強く求めます。

5 中山間地域の農業振興について

就業の場や所得機会の少ない中山間地域では、農業は地域経済の核になるとともに、国土保全や水源のかん養などの多面的機能の維持や地域の社会活動を担う重要な役割を果たしています。

しかしながら、平坦地域に比べ、狭小なほ場や傾斜地の多い中山間地域は、生産条件に恵まれないことから、過疎化や高齢化の進行に歯止めがかからず、耕作放棄地が増加するなど、集落機能の維持が困難な地域も発生しています。

耕作放棄地対策は急務といえます。農林水産省の「農林業センサス」でも、日本の中山間地域での耕作放棄地は、平成7年で13万2千ha、平成12年で18万8千ha、平成17年で20万8千ha、平成22年で21万5千haと、平坦地と比べて急激に増加していると報告されています。①農業のしやすい環境を整えるため、農道や作業道、せまち直し等の基盤整備の推進を求めます。

中山間地域では、農業就業人口に占める高齢者や女性の割合が高く、また小規模農家が多いという特性があります。②担い手の育成とともに、高齢者や女性がいきいき働ける環境づくりと仕組みづくりを進めてください。

また、梅・ユズ・四方竹・ハウス茗荷・花卉・ハウスイチゴ・生姜・露地野菜等、中山間地域には、自然条件を生かした有力な生産物があります。③こうした有望品目の栽培技術の向上など付加価値を高めるため、専門的施設（農業指導センター）の設置や人的措置の更なる検討を求めます。

情報通信網の整備は、農産品にかかる情報収集や販売促進にとって欠かすことができません。若者の移住・定住を促進するためにも必要です。④民間事業者とも協議・交渉を進め、早期に高速データ通信サービスが利用できるよう、最大限の努力をお願いします。

⑤「中山間地域等直接支払制度」は地理的条件が不利な地域に対する制度ですが、高知市として、この制度の充実・強化に取り組むよう要望します。

要望事項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税等の軽減措置について

市街化区域内農地は、区域内の緑被率の向上による地域の住環境保全や防災機能等、多面的機能を担っており、将来に向けて大切に保全しなければならない地域財産となっております。

特に、近い将来必ず起こるといわれている南海トラフ巨大地震の際には、津波の影響とともに、地震火災の延焼も大いに危惧されるところで、これらを防ぐ意味でも市街化区域内農地の果たす役割は大きいものがあります。

しかしながら、市街化区域内農地の農業経営は農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。路線価は年々下落し農地（土地）自体の価値は急速に下がっている現在、①課税標準額を見直すとともに、これ以上の負担調整率の引き上げを中止し、固定資産税の軽減を図る等、自治体の実態に応じた独自の裁量ができるように、国に法改正を働きかけるよう強く要望します。

2 竹林対策について

近年、竹林の拡大とそれに伴う優良農地への侵食被害が深刻な問題となっています。竹の除伐の促進が必要ですが、個人による防除対策には限界があります。①地域住民や竹林所有者の負担軽減に繋がる、具体的な支援策を早急に取り組んでください。

また竹資源の利活用ですが、竹材を活用し商品化していこうという

取組みや地域全体で竹林の整備を行う取組み、竹を観光資源として有効に活用している取組み等、全国で様々な取組みが行われています。

②産学官の連携や民間事業者の支援等、竹を活用した事業創設に取り組むよう要望します。

3 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっていますが、排水ポンプの老朽化による排水能力の低下や、重大な問題として、複数企業による土砂の堆積場所となっていることから池の縮小が進み、遊水池としての機能が失われてきています。①治水機能向上のため、導水路用地や排水機場用地の確保に地元と協調して、早期着工への取組みを要望します。

また、過去の台風上陸時にはハウス等が浸水する被害にあったことから、周辺住民は常に浸水不安にさらされています。高知市は、二カ年に渡り、小松沼周辺の土地利用の実態を含めた、仁ノ地区全体の排水基準の調査等を行い、昨年の回答では、平成 25 年度に排水計画の基本方針を策定し、ポンプの増設や導水路の整備等を実施するとのことではありますが、今年も豪雨や台風によるハウス等への浸水被害が発生していることから、②仁ノ地区の排水対策強化の早期実現に向けて、引き続き迅速な事業推進をお願いします。

4 土地改良事業等地元分担金の軽減について

高知市は、高知市土地改良事業等補助金交付要綱において、土地改良事業等に要する経費については、当該施行主体に対し、土地改良事業補助金を交付すると定めています。現状、かんがい排水事業の水路の新設及び改良では、平坦地域では事業費の75%以内、中山間地域では事業費の80%以内の補助はありますが、残りは地元の負担となっています。また、農業基盤整備促進事業でも、10%の分担金を負担しなければ整備できないことになっています。

市街化区域は、その機能の公益性などから、受益者分担金を負担することにはなっておらず、市街化調整区域においても、その公益性に違いはないものと考えます。旧春野町では、合併前水路の新設及び改良においては、地元分担金を負担していなかったこともあり、当該事業が停滞する原因ともなっています。①地元分担金の軽減について検討されるよう要望します。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食料自給率の向上について

日本の食料自給率は、1961年供給熱量ベースで78%であったものが、次第に低下し、2010年以降は39%と大きく落ち込んできました。国は2010年3月、食料・農業・農村基本計画を策定し、2020年までに50%へ引き上げるという目標を掲げましたが、現時点でも非常に厳しい状況で、現在協議が進んでいるTPPに加入すれば、国内農業は壊滅的被害を受けると懸念されることから、現状では達成できる見通しは立っていません。2011年主要国の食料自給率では、アメリカ127%、ドイツ92%、フランス129%、イギリス72%であり、食料安全保障に対する取組み度合いは歴然としているといわざるをえません。

一方国連推計では、世界の人口は現在70億人を突破し、2050年には95億人に達するという世界的食料危機が叫ばれる中、中国の穀物輸入拡大や、異常気象による干ばつ等では、アメリカ、ロシアをはじめ世界各国の穀倉地帯は深刻な被害を受けています。また、国際紛争等による政情不安などにより、生産・輸出国は国内供給の確保を優先させ、頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化するなど、世界の食料争奪戦の危惧が深まっています。

食料純輸入国の日本にとって、国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり、食料国内供給力の飛躍的向上のため、①国内農業の立て直しに向けて、優良農地の確保や有効利用を着実に推進するとともに、②新規就農者や後継者の育成・支援のための指導農業士の充実

等の施策に総力をあげて取り組むよう、引き続き国・県への働きかけを要望します。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助し、全額が社会保険料控除の対象になる等、他の年金制度にはないメリットがあります。

しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者、または、その認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は対象者に含まれておりません。

①将来、後継者ととともに農業経営を担っていくべき配偶者についても、補助の対象となるよう、早期実現に向け、国に強く要望してください。

3 農業委員会制度の維持等について

国は、農業施策の四つの改革のうち、農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払制度」及び、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を図る農地の中間的受け皿「農地中間管理機構」を平成26年度より開始しました。

このため、農業委員会は、農地情報の把握と総合的な農地基本台帳の整備強化や、所有者に対し農地中間管理機構に貸す意志があるかどうかを確認する事務などが質・量ともに実際に増えています。

また、公選制の廃止など、大幅な農業委員会制度の改正も予想され

ています。こうした状況ではありますが、今後とも適正な法令事務が遅滞なく執行できるよう、①農業者の代表機関としての農業委員会制度の維持と農業委員会交付金の拡充を国・県へ引き続き働きかけるよう要望します。